

比布町地域防災計画

地震災害対策編

令和8年3月
比布町防災会議

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、比布町における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成されている比布町地域防災計画の地震災害対策編として、比布町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、比布町地域防災計画一般災害対策編による。

第3節 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- ・ 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- ・ 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（比布町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民、自主防災組織及び事業者（以下、「住民等」という。）並びに比布町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- ・ 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- ・ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下、「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 比布町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、比布町の地域並びに

地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要なことから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食料、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需物資等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

また、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢

献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時の業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

第5節 比布町の地形、地質及び社会的現況

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもっており、被害を拡大する社会的災害要因としては、高齢化の進行、要配慮者の増加、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。

第1 自然条件（地形、地質）

一般災害対策編「第2章 第1節 自然条件」を準用する。

第2 社会的現況

1 高齢化の進行と要配慮者の増加

本町の人口は、令和2年国勢調査において3,520人で、このうちおよそ4割（41.5%）が高齢者であり、今後も高齢化の進行、障がい者等の要配慮者が増加することが考えられ、要配慮者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行う等、要配慮者に対する取組が重要となる。

2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

特に冬期においては、電力、燃料の確保が不可欠である。

3 情報化の進展

近年の情報化の進展により、公共機関、金融、流通機関等の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用されているが、中枢管理機能の集積を促し、その機能に障害が生じると、その影響は多方面に及び、被害が拡大するといった危険性を内包している。

4 住民意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯の増加に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化している。減災に向けては、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、東日本大震災、平成30年北海道胆振東部地震等、近年の地震の経験から、災害時における隣近所同士や町内会等の助け合いなど、住民の連帯意識の重要性が再認識されている。

第6節 比布町及びその周辺における地震の発生状況

第1 比布町及びその周辺における被害地震

近年、北海道内では平成5年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震、平成30年の北海道胆振東部地震等が発生している。

本町では大きな被害はこれまで発生していないものの、令和4年に中川町で発生した「最大震度5強」の地震のように、近年発生している直下型の大地震は、「いつ」、「どこで」発生するかわからない状況にあり、日頃からの備えが重要となる。

第7節 比布町における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の8つの海溝型地震（※1）と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての8つの断層帯（※2）を道内で想定される地震としている。

これらの中で比布町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「十勝沖・釧路沖の地震」、「増毛山地東縁断層帯による地震」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」（※3）を想定し、地震被害を予測する。

想定される地震
十勝沖・釧路沖の地震
増毛山地東縁断層帯による地震
全国どこでも起こりうる直下の地震

地震の規模等

マグニチュード：8.2

マグニチュード：7.8

マグニチュード：6.9

（※1）8つの海溝型地震

北海道地域防災計画で想定されている6つの地震（石狩地震、北海道東部地震、釧路北
部地震、日高中部地震、留萌沖地震、後志沖地震）と中央防災会議（平成18年1月）日
本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会で想定されている2つの地震（十
勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震）を合わせて8つの地震を想定している。

（※2）8つの断層帯

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として8つの断層帯（標津断層帯、十勝
平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、当別断層、石狩低地東縁断層帯、黒
松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯）を想定している。

（※3）全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる
直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震
規模を想定している。本町においても中央防災会議と同様に、「全国どこでも起こりうる
直下の地震」を想定し、M6.9で揺れの大きさを想定している。

第2 被害の予測

1 地震による被害

想定した3タイプの地震のうち、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこ
でも起こりうる直下の地震」（震度6弱）であり、建物被害では、建築物全体の全壊※1棟
数が29棟、半壊※2棟数が244棟を合わせた273棟と想定される。また、人的被害は死
者数1人、負傷者数36人を合わせた37人と想定される。

なお、現在道内で想定される「十勝沖・釧路沖の地震」（震度4）、「増毛山地東縁断層
帯による地震」（震度5弱）においては、いずれも建物被害、人的被害はないものと考え
られる。

地震のタイプ
十勝沖・釧路沖の地震
増毛山地東縁断層帯による地震
全国どこでも起こりうる直下の地震

町内の最大震度

最大震度：4

最大震度：5弱

最大震度：6弱

建築物の被害予測

全壊 0棟
（木造：0棟、非木造：0棟）
半壊 0棟
（木造：0棟、非木造：0棟）
全壊 0棟
（木造：0棟、非木造：0棟）
半壊 0棟
（木造：0棟、非木造：0棟）
全壊 29棟
（木造：27棟、非木造：2棟）
半壊 244棟
（木造：235棟、非木造：9棟）
人的被害
死者 0名
負傷者 0名
死者 0名
負傷者 0名
死者 1名
負傷者 36名

※1 全壊：住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のも。

※2 半壊：住家の損害がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積20%以上70%未満のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のも。

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 住民の心構え

東日本大震災、平成30年北海道胆振東部地震等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。地震発生時に住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 崖崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確保すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
 - イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
 - ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
 - エ 正確な情報を入手すること。
 - オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
 - カ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。
- 3 集客施設でとるべき措置
- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
 - (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
 - (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
- 4 屋外でとるべき措置
- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
 - (2) 壁、看板、割れたガラスの落下に備え、これらのそばから離れる。
- 5 運転者のとるべき措置
- (1) 走行中のとき
 - ア 走行中の車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停車させる。
 - イ 走行中に大きな揺れを感じた時は、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停車させる。
 - ウ 停車後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
 - エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
 - (2) 避難する時
 - 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 地震に強いまちづくり

- ・ 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- ・ 町、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する

道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

- ・ 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- ・ 町及び道は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、耐震改修促進計画において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

- ・ 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。

- ・ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、予め必要な諸機能の整備に努める。

- ・ 町及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

- ・ 町及び道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。

- ・ 町、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- ・ 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

- ・ 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

- ・ 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

第7 液状化対策

- ・ 町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても

施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

・ 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、道地域防災計画及び防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとしている。

地震防災緊急事業五箇年計画に定める、町が実施する事業は次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、保育園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 砂防設備、森林保安施設、地滑り等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (8) 地域防災拠点施設
- (9) 防災行政無線施設、設備
- (10) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (11) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (12) 負傷者の一時収容施設、設備、資機材（応急救護設備等）
- (13) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- ・ 町、道及び防災関係機関は、職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- ・ 町、道及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- イ 広報紙、広報車両の利用
- ウ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- エ パンフレット・ハンドブックの配布
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の普及
- ・ 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- ・ 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- ・ 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- ・ 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものを実施する。
- ・ 社会教育においては、PTA、白寿大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施にあたっては、一般災害対策編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

本節については、一般災害対策編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 避難体制

特に、地震が大規模である場合の避難体制として、住民、町の役割を次のとおりとする。

1 住民の役割

地震はいつ、どこで発生するかわからないため、また、地震の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、町の指示を待っているだけでは避難すべき時期を逸することも考えられる。このため、住民は地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することが何よりも重要であり、そのためにも日頃から避難所、避難方法を良く熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 町の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、行政区長等との連携による指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び「第7章 第5節 大規模な火災災害対策計画」に準ずるほか、次のとおりである。

- ・ 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付の暖房器具等を使用するよう指導を強化する。

- ・ 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

(1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。

(3) 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

- ・ 予防査察の強化指導

大雪消防組合（比布消防署）は、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する立入検査を防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

(1) 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

(2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

- ・ 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

- ・ 消防計画の整備強化

大雪消防組合（比布消防署）は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

(1) 消防力等の整備

(2) 災害に対処する消防水利、水利危険区域等の調査

(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練

(4) 査察その他の予防指導

(5) その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業所に対し、次

の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導の強化
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 大雪消防組合（比布消防署）、北海道

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 危険物取扱事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

(2) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 火薬類保安対策

(1) 大雪消防組合（比布消防署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 北海道

ア 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

4 高圧ガス保安対策

(1) 大雪消防組合（比布消防署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 北海道

ア 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づき、定期検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、高圧ガス保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、高圧ガスの保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

第 12 節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するため、一般災害対策編「第 4 章 第 9 節 宅地・建築物災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第 1 建築物の防災対策

1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化の促進を図る。

(2) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに立つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

2 木造建築物の防火対策の推進

町及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、比布町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。また、町及び道は、地震ハザードマップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、比布町耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。

(2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。

(4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策

(1) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

(2) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

(3) 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及・啓発等を行う。

第2 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

- 1 電力施設(北海道電力ネットワーク株式会社旭川制御所)
- 2 LPガス事業者
- 3 水道施設
- 4 通信施設(東日本電信電話株式会社北海道北支店)

第3 交通施設の安全化・耐震化対策

・ 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

・ 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

・ 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

第4 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

1 治山・治水対策

治山・治水対策は、防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期

するものとする。

(1) 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これらの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるよう体制の整備に努める。

(2) 治山事業

地震による土砂災害は、地滑りを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

(3) 砂防及び地滑り防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。また、地震によって引き起こされる地滑りは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第5 かけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、かけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、かけ地近接等危険住宅移転事業を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第13節 土砂災害予防計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第15節 土砂災害予防計画」を準用するものとする。

第15節 積雪・寒冷対策計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17節 複合災害に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第17節 複合災害に関する計画」を準用する。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、広く認識されたところである。

北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、十勝沖地震（2003年）において、豊頃町から浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。また、平成30年北海道胆振東部地震においても、石狩市など広範囲で液状化被害が確認された。

・ 液状化対策の推進

- ・ 液状化対策の調査・研究
- ・ 液状化の対策
- ・ 液状化対策の普及・啓発

第16節 業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 比布町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たすべき役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道等との連携を図る。

第1 災害対策組織

一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

一般災害対策編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 地震に関する情報

1 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

(1) 地震に関する情報の種類と内容

| 地震情報の種類 |
|---------|
| 発表基準 |
| 内容 |

震度速報

震度3以上

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の発生時刻を速報。

震源に関する情報

震度3以上

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震源・震度に関する情報

震度3以上、または緊急地震速報（警報）を発表した場合

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報

震度1以上

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

その他の情報

顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など

顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの。震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図

震度5弱以上

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

遠隔地震に関する情報

国外で発生した地震についてマグニチュード 7.0 以上、都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合等
地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。

（2）地震動警報及び地震動予報の種類及び内容

警報・予報の種類

発表名称

発表内容

地震動特別警報

緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報

最大震度 5 弱以上の揺れが想定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して発表するもの。このうち、震度 6 弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。

地震動予報

緊急地震速報（予報）

最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と推定されたときに発表するもの。

地震の種類

警報・予報の種類

発表内容

長周期地震動

地震動特別警報

長周期地震動階級 4 が予想された場合

長周期地震動

緊急地震速報

長周期地震動階級 3 以上が予想された場合

（3）緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報等を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS 等を用いて広く住民へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報等を防災行政無線等により、住民への伝達に努めるものとする。

（4）地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料は次のとおりである。

ア 地震解説資料

担当区域で震度 4 以上の地震が観測された時に防災等に係る活動の利用に資するよう地震情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表。

(緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域の図及び震央地名の図については、資料編を参照のこと。)

第3 地震に関する警報等の伝達

地震動警報等の伝達系統図については、資料編「資料8」を参照のこと。

第4 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。「気象庁震度階級関連解説表(資料8)」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

第5 異常現象を発見した場合の通報

町長は、頻発地震、異常音響及び地変などの異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報する。

- (1) 大雪消防組合(比布消防署)
- (2) 旭川中央警察署
- (3) 上川総合振興局地域政策部
- (4) 旭川地方気象台防災業務係
- (5) 影響のある隣接市町
- (6) その他、その異常現象に関係ある機関

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務企画課長へ報告し、その指示により事務処理にあたるものとする。

休日、夜間にあつては、宿日直(警備員)が受理し、総務企画課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集及び伝達についての計画は、次のとおりとするほか、一般災害対策編「第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」を準用する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- ・ 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民への伝達に努めるものとする。
- ・ 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系(個別受信機を含む。)、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、SNS等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- ・ 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努めるものとする。また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。
- ・ 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、

衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるとき、被災地への職員派遣、各種通信手段の効果的活用等、多様な手段により被災情報等の把握に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 比布町

(1) 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第一報を道及び国(消防庁)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

(2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁)に報告する。

(3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁)への報告に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震発生時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図る。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、次のとおりとするほか、一般災害対策編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第1 避難実施責任者及び措置内容

地震の発生に伴う火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の指示を行う。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者の避難に資する情報を必要に応じて伝達する。

1 町長(基本法第60条)

(1) 町長は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至った時は、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 屋内での待機等の安全確保措置の指示

また、避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

（２）町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

（３）町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局長に報告する（これらの指示を解除したときも同様とする。）。

第２ 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震災害が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら身の安全が確保できる避難場所（一時的に避難するグラウンド等）にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報を収集し、または不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

１ 避難誘導

（１）避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

第３ 避難所の開設、運営

・ 避難状況の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

・ 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

（１）施設管理者等によるチェック

避難予定施設の管理者及び避難所担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

（２）応急危険度判定士によるチェック

上記（１）のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合、施設の管理者又は災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

（３）避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場所は、施設の安全が確認できるまでグ

ラウンド等の安全な場所で待機させる。

- ・ 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の状況に基づき、開設可能な施設の中から、避難所開設の必要性の高い地区から順次、職員を派遣し避難所の開設に必要な業務にあたる。

- ・ 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所が長期化するおそれがある。そのため、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒とのすみ分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

第6節 救助救出計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第8節 災害警備計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター等活用計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 石油類燃料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 医療救護計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第18節 防疫計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理等計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第30節 廃棄物処理等計画」を準用する。

第20節 家庭動物等対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第26節 文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 防災ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第31節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編「第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、住民等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び一般災害対策編「第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」を準用する。

第1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1 広域消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

- ・ 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の召集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

- ・ 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

- ・ 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

・ 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民等は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 水道施設

一般災害対策編「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 上水道

(1) 応急措置

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(2) 広報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

(2) 広報

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第2 電気

一般災害対策編「第5章 第19節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を予め定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオ

などの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第3 通信

1 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道北支店、株式会社NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合はテレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第4 放送

NHKなどの放送機関は、地震災害発生時に被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第23節 被災建築物安全対策計画

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

第1 応急危険度判定の活動体制

町及び道は、北海道震災建築物応急危険度判定要綱に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

(体制図については資料編を参照のこと)

第2 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3 判定ステッカーの表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

判定の3段階の内容については、次のとおりである。

判定区分

内 容

危 険

建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意

建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済

建築物の損傷が少ない場合である。

第4章 災害復旧計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地への復興につなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて、早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細やかな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別な必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

本節については、一般災害対策編「第8章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本節については、一般災害対策編「第8章 第2節 被災者援護計画」を準用する。

第3節 災害応急金融計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。また、地域の産業や住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。このため、町は金融措置に関する情報について、迅速に住民に提供するよう努め、道及び防災関係機関と協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

第1 実施計画

1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

3 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林畜産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）等により融資等の支援を行う。町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに

対する応対や本制度の周知に努める。

4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

5 被災者生活再建支援金

町は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

6 その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

第 2 財政対策

（1）町、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

（2）指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

第 3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町及び道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第 4 災害義援金の募集及び配分

本節については、一般災害対策編「第 8 章 第 2 節 被災者援護計画」を準用する。